



神奈川県立生命の星・地球博物館友の会規約

(名称)

第1条 本会は、神奈川県立生命の星・地球博物館友の会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を小田原市入生田499番地 神奈川県立生命の星・地球博物館（以下「博物館」という。）に置く。

(目的)

第3条 本会は、博物館を広く活用し博物館活動を支援するとともに、会員相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 博物館と会員相互の親睦を深める事業
- (2) 「友の会通信」の発行及び「自然科学のとびら」の配布
- (3) 本会の普及と発展のために必要な事業
- (4) 本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人及び同一世帯の家族
- (2) 賛助会員 本会を援助する団体と個人及び同一世帯の家族

(会員の特典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会の主催する事業への参加
- (2) 博物館と会員相互の親睦を深める事業への参加
- (3) 「友の会通信」及び「自然科学のとびら」の配布
- (4) 博物館の観覧料は団体割引を適用
- (5) 館内施設（レストラン、ショップ）の割引

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出する。

(会費)

第8条 会費は、入会時又は毎年3月31日までに次の額を会費として納める。

- (1) 正会員 年額 2,000円
 - (2) 賛助会員 年額、1口10,000円以上
- 2 納付された会費は、返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会届の提出によりいつでも退会できる。また、会費納付期限日から3ヶ月を経過する日までに会費の納付が無い場合は、退会したものとみなす。

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。役職は役員相互の互選とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 13名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名

(顧問)

第11条 本会には顧問を若干名置くことが出来る。顧問は会長が委嘱する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会の事務事業を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の円滑な運営を行う。
- 3 幹事は、事務部、広報部、企画部、その他に属して本会の目的を達するための運営にあたる。
- 4 会計は、本会の会計事務にあたる。
- 5 会計監査は、会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員選任)

第13条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を遂行する。
- 4 役員に欠員が生じた場合は、補充のための役員を役員会で選任する。
- 5 補欠等によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第14条 本会の会議に、総会、役員会及び部会を設ける。

(総会)

第15条 総会は、年1回開催し、次の事項について審議して決議する。

- (1) 事業計画並びに収支予算
 - (2) 事業報告並びに収支決算
 - (3) 役員を選出と選任
 - (4) その他、本会の運営に関わる事項
- 2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決定する。
 - 3 総会は、会長が招集し、その議長は役員の中からその都度選任する。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計で構成し、会長が必要と認めた場合に開催する。審議する事項は次の通りとする。

- (1) 総会における議案
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) その他、会長が必要と認める事項

(部会)

第17条 本会の活動を推進するため、各種の部会を設けることができる。

- 2 部会の設置については、役員会で審議する。

(会計)

第18条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 役員会が必要と認める場合、臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(表彰)

第20条 本会の発展に寄与した者を役員会にて選考し、会長名によって表彰する。

(規約の改廃)

第21条 本規約は、総会において改廃することができる。

付則

- 1 この規約は、2001年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、2002年3月21日から施行する。
- 3 この規約は、2005年3月20日から施行する。